

第5回座間味村議会臨時会

第1日目

11月12日

平成19年第5回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平 成 1 9 年 1 1 月 1 2 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成19年11月12日 午後2時00分 議長宣言		
	閉 会	平成19年11月12日 午後4時04分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清之助
	3 番	金 城 善 昇	8 番	宮 平 秀 保
	5 番	金 城 勝 英	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	7 番	宮 里 清之助	8 番	宮 平 秀 保
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 平 優	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	仲 村 三 雄		
	教 育 長	仲 地 勇		
	総務企画課長	垣 花 健		
	産業振興課長	金 城 英 幸		
	教 育 課 長	宮 城 武		

平成19年第5回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成19年11月12日午後2時開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名について
2		会期の決定について
3	議 案 第 6 6 号	平成19年度座間味村一般会計補正予算（第8号）について
4	議 案 第 6 7 号	平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事（1工区）請負契約について

平成19年第5回座間味村議会臨時会議事日程（第1号の追加1）

（平成19年11月12日午後2時開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		議長辞職の件
2		議長の選挙
3		副議長の選挙について
4		議席の一部変更

○ 議長（金城英雄）

ただいまより平成19年第5回座間味村議会臨時会を開催します。

開 会（午後2時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番 宮里清之助議員及び8番 宮平秀保議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日限りと決定しました。

休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 副議長（宮平秀保）

再開いたします。

金城英雄議員から議長の辞職願いが提出されております。

お諮りいたします。「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1．として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって「議長辞職の件」を追加し第1．として議題とすることに決定しました。

追加日程第1．議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、金城英雄君の退場を求めます。

（金城英雄君退場）

休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 副議長（宮平秀保）

再開いたします。

まず、その辞職願いを朗読させます。

● 事務局（ ）

平成19年11月12日、座間味村議会副議長 宮平秀保殿、座間味村議会議長 金城英雄。辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるよう願います。

○ 副議長（宮平秀保）

お諮りいたします。金城英雄君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって、追加日程第1．金城英雄君の議長の辞職を許可することに決定します。

休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 副議長（宮平秀保）

再開いたします。

地方自治法第106条の規定によって、議長の職務を行います。

追加日程第2．議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員は、8人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番 金城善昇議員及び5番 金城勝英議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

（な し）

「配布もれなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○ 事務局長（宮平 優）

（点 呼）

（投 票）

（副議長は、最後に議長席で行う。）

1番 宮里順之議員、2番 中村秀克議員、3番 金城善昇議員、5番 金城勝英議員、6番 宮里祐司議員、7番 宮里清之助議員。副議長 宮平秀保議員。

○ 副議長（宮平秀保）

投票もれは、ありませんか。

（な し）

「投票もれなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番 金城善昇議員及び5番 金城勝英議員。開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票7票、無効投票1票です。有効投票のうち宮平秀保議員6票、宮里順之議員1票、白票1票、以上のとおりです。

この選挙の法定投票数は、2票です。したがって宮平秀保議員が議長に当選しました。
議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

ただいま、議場に当選された宮平秀保議員が議場におります。
会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

(当選人発言を求む)

○ 議長（宮平秀保）

このたび前議長の金城英雄議員、1年間本当にお疲れさまでした。また今後とも、いろいろと議会に協力してまたともどもにやっていただきたいと思います。私も議長に選任された以上はしっかりと、皆さんと一緒にともどもに頑張ってまいりたいと思います。ひとつまたよろしくお願ひします。

次に、追加日程第3. 空席になった副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員数は、8人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番 宮里祐司議員及び7番 宮里清之助議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

(な し)

「配布もれなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○ 事務局長（宮平 優）

(点 呼)

(投 票)

(議長は、最後に議長席で行う。)

1番 宮里順之議員、2番 中村秀克議員、3番 金城善昇議員、5番 金城勝英議員、6番 宮里祐司議員、7番 宮里清之助議員。議長 宮平秀保議員。

○ 議長（宮平秀保）

投票もれは、ありませんか。

(な し)

「投票もれなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

6番 宮里祐司議員及び7番 宮里清之助議員。開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票です。有効投票のうち金城勝英議員7票、宮里清之助議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定投票数は、2票です。したがって金城勝英議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

ただいま、副議長に当選された金城勝英議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選を告知します。

(当選人の発言を求む)

○ 議長（宮平秀保）

金城勝英議員、当選承諾のあいさつをお願いします。

○ 副議長（金城勝英）

このたびの選挙におきまして非常に重職であります副議長に選任されたのでございますが、本村におきましてはやはり大変難しい諸問題がたくさん山積しております。これをやはり議長を中心に果たしながら、皆さん方の協力のほどをよろしくお願いしたいと思っております。一緒に頑張りましょう。

○ 議長（宮平秀保）

次に追加日程第4、「議席の一部変更」を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。

宮平秀保議員を9番、金城勝英議員を8番、金城英雄議員を5番にそれぞれ変更します。

休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

日程第4、議案第66号 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第66号

平成19年度座間味村一般会計補正予算（第8号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年11月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成19年度座間味村一般会計補正予算（第8号）

平成19年度座間味村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159,784千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,666,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年11月12日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
12 国庫支出金		288,046	127,884	415,930
	2 国庫補助金	273,547	127,884	401,431
19 村債		107,768	31,900	139,668
	1 村債	107,768	31,900	139,668
歳入合計		1,506,265	159,784	1,666,049

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 総務費		203,046	1,000	204,046
	1 総務管理費	167,987	1,000	168,987
11 災害復旧費		50,858	158,784	209,642
	2 公共土木施設災害復旧費	50,855	158,784	209,639
歳出合計		1,506,265	159,784	1,666,049

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
村道慶留間阿嘉線災害復旧事業債	千円 1,500	証書借入	% 10% 以内	借入先の融資条件による。 但し、財政等の都合により据置期間又は償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低金利債に借換することができる。 ただし、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借入することができる。	33,400	証書借入	% 10% 以内	借入先の融資条件による。 但し、財政等の都合により据置期間又は償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低金利債に借換することができる。 ただし、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借入することができる。
計								

以下、担当から説明させます。ひとつ、よろしく御審議をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

それでは補正第8号について若干説明をさせていただきます。今回の補正の中身なんですけれども、2点あります。1点目は、9月の臨時議会で提案をいたしました請負代金等請求控訴事件についての弁護士への費用であります。9月の臨時議会においては概算の弁護士の委託料を計上させていただきましたけれども、このたび委託料のほうの額が決定いたしましたので、今回の補正の計上となっております。補正予算書としては9ページのほうをごらんいただきたいと思います。

それから10ページ目、この道路橋りょうの災害復旧費の費用であります。これは村道慶留間阿嘉線の災害復旧の本工事の分の工事費と、それに伴う事務費、工事費雑費を計上させております。工事の詳細につきましてはまた担当課長のほうから説明をさせていただきます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

慶留間阿嘉線の災害復旧工事の詳細について説明をいたします。お配りしてあります図面をごらんになってください。復旧箇所が一応3カ所あります。慶留間側から歩道の部分のコンクリートの舗装、約20メートル。これは歩道だけのコンクリート舗装している部分の復旧になります。次に3号箇所ですね。延長が20メートル。これは歩道部とそしてコンクリートの擁壁、そして消波ブロック等の復旧になります。そして④、この延長が20メートル、護岸部分それと歩道、消波ブロックということで整備します。③の箇所の護岸については1カ所、10メートルは既存の護岸を使用して、そして基礎部分は復旧工事のほうで岩着ということで工事は既にやっておりますので、10メートルの1スパンだけを取り壊してやりかえするという工事になります。④の箇所については護岸、2スパン、20メートル動いていますよね、それを全部取り壊

してやりかえるということになります。その沖にある消波ブロックのほうが新しく設置をします。25トンの消波ブロックが、今154個新たに制作します。そして12トンの消波ブロックが93個、そして2トン型が215個ということで新しく消波ブロックも制作して沖のほうに設置するという、そういう工法になります。あとは応急工事で2カ所のほうを基礎岩着をさせておりますが、その場所については今回の1工事の費用においては含まれておりません。前回の補正のほうでやっております。以上、説明を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

③のL20の消波ブロックは大きいほうですか。それと④の消波ブロック、これのいわゆる消波ブロックの型ですか、これを詳しくお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

3号箇所消波ブロックは現在設置しています25トンのテトラポットですね。そして4号箇所については12トンのテトラポットの設置になります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

これは先ほどの休憩のときに議運の中にもありましたけれども、これは災害復旧でしょう。ということは新しく消波ブロックが沖のほうに設置されるわけだけでも、この辺はどうなっていますか。変わっているんです法律が。普通は、復旧というのは災害は復旧だよ、あくまでもね。ところがこれのほうの新しく25トンが154個とか12トンとか2トンとか出てきますけれども、その辺は法律が変わったんでしょうか、方法としては。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

以前の災害復旧に従って一応今工事は進めております。特に法律が変わったということではないです。今、消波ブロックは作成しているのは、台風でこれまで設置していたのが沖のほうに流されて、実際はないような状況にありますので、その部分に制作して設置するということです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

すると新しく、これは先ほど災害復旧ということでありませぬ。これまで災害復旧というのはあくまでも復旧ですね。その災害を受けたのが復旧するというようなことで、私はそう思っていたんですけども、新しく消波ブロックがまた12トンとか出てくるんですけども、その辺は再度聞きましょうね。方法が変わったんですかと言っているんですよ。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

ただいまの御議論でございますけれども、法律が変わったわけではなくて平成16年の災害のときに、いわゆるマウンド方式でやった部分。これがこの地域のいわゆる波の情報ないということで、災害復旧は当然前にやられていたもとの形に戻すというのが普通の考え方ですけれども、そのときに情報がなかったということでしたし、大きいブロックが全部持っていかれたというようなことでそのときにやはり、これだけの波が来るならば復旧といえどもこれは改良しないといかないということで、あのときは8トンでしたけども、25トン約3倍にもっていっております。持っていまして、こっち側にずっと8トンで積まれていたんですけれども、今の12トンというところもブロックの大きさを変えて、いわゆる改良という考え方で工事はなされています。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

村長の説明で概略はわかったんですけども、どうもこの路線は頻繁に台風が来るたびに災害があつて、これは根本から先ほどもお茶を飲みながらある議員が話もあつたんですけども、もう少し専門的に。これは机上のあれじゃだめだと思うんですよ。もう少し根本から、特に渡嘉敷側から東から来るあの高波というのは津波と一緒になんです。だからまた私は今後、こういったブロックにおいても25トン置いても自然のあれには勝てないと思うんですけど、どうですか。この見通してとしてはこれで担当課長、大丈夫だと思いますか。村長でもいいです。これは関連しますから聞きますけど、毎年こんなして何千万円、何千万円といったら大変じゃないですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

先ほどの災害復旧というのは要するにもとに戻すかというものですから、前の金のかからない方式でやれということかというふうに思いましたが、そうではないわけでございます。これは今回、あのときにも災害復旧ということでもとに戻すということが基本だということで、いわゆる工法がマウンド方式といいまして、深いところはその岩盤の上に砂利を積みまして、その上に護岸をしていったと。これが要するに災害復旧だったんですけども、一部非常に波が強かったところは岩着方式といいまして、岩盤まで護岸を持って行ってその岩から護岸を立ち上げた。これが先ほど説明がありましたように、岩着したところは今度壊れてないです。そういう意味合いでそういう工法に持っていけば、先ほど絶対はないと言えますかといったらこれには私は絶対という言葉は使いきれないんですけども、100%に近いいわゆる災害を防ぐ工法であると。今の計算のところはですね。そういうふうに御理解をいただければと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

災害復旧の現状というのはわかりますけども、私が先ほどにも言ったんですけども、これはもう毎年、今年同じ箇所とか、また次出てくるんじゃないかと心配されます。だからもう少しこの辺の調査というんですか、何か調査班でも県は編成して特にこの慶留間阿嘉線は、これは今後台風のたびに大きな災害が出てくると思うんです、私は。村長、聞いてください。私の要望ですから、もう少しその班を編成して、県もここが2度と、2度というのはないかもしれませんが、今後のようにしょっちゅう金かかりますよね。そのように根本的な対策というのは必要がないかと思います。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

本当に大事な御示唆だと思っております。おっしゃいますようにこの事業につきましては、平成16年の災害を受けたときにも、ちょっと正確な研究所の名前が出せないんですけれども、国のいわゆる県にある研究所から技術者を派遣していただいて、そこに沖縄県の技術センターから2人の職員を派遣していただいて、そのときにこの壊れにくい、もっと議員がおっしゃっている言葉を使いますと二度と壊れないような工事をするにはどうすればいいかというのを検討しまして、そのときにやったのが岩着方式で、今回もこういう方式においては壊れにくくなります。壊れないというふうなことになるということを確認したいということがあります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

今村長が技術センターなるものがあるということなんですけど、そういった機関を利用して岩着方式ですか。そういったものをぜひ応急的な、もう本村は財政が赤だからそういったことで今後、できたら恒久的な施策ができることを要望してこれを終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにございませんか。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇）

宮里議員が大体質問をしておるんですけども、私は先ほども議員全員でちょっと話をしたんですが、これで3回目ですか。前から同じことをやっているような、一応岩着の部分は進んでおります。それと写真の5番と②を見ていただきたいんですが、これははっきり言わせて岩着の擁壁と全く関係ない被害なんです。これはどういうことかといったら、実際②と③のカーブのところから波が直接内側まで上がっています。それで内側の断崖にぶつかったのが右に流れて行って、詳細⑤と④ですね。出るときにちょうど④の位置のところが、擁壁が傾いているんですね。次の台風のとときにこの下から穴が開いているんですね。だから要は、ここを岩着するのもいいんですけども、国、県に沖合いに消波ブロックを構築してもらえるようなことを努力して今までやったことがあるのかどうか。これが不可能なのかどうか。どうしてもこの沖合い展開はできないのかどうか、この辺をちょっとお答え願えますか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

先ほど来説明を申し上げますとおり、この件につきましてはまず考えましたことは、沖合いで消波すること。これはできないかということで、前に質問されました宮里議員の災害復旧することにあるということで、その話はありませんということではっきり断られております。それで今新しく出てきた方式が岩着ということで今出てきておりますけれども、このことについてはまたひとつ災害が起こってからというのはよくありませんが、ひとつこの経緯を見ながらそういった方向がもっと考えられないかどうか、提起していきたい、あるいは要請していきたいというふうなことは考えております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇）

先ほど宮里議員からも質問の中でありましたように、もう災害というたびに何千万円という金が出ていく

わけですから、最近台風が非常に巨大化していますので、もう現状というか今のまま同じようなちょっと改良を加えただけでは絶対もたないと思うんです。だからこの道路に海水が、波が飛び込んでくること自体が問題であって、歩道がそこから何もとられていないんですけど、コンクリートがはがされてどこ行ったかわからないという状態になっていますので、そこに波が入っていかないようにするにはどうすればいいと。国、県にもうちょっと真剣に訴えるべきではないかなと思うんです。そうすれば台風が来た後にもうしょっちゅう災害復旧という話はしないで済むんじゃないかと私は思うんです。だからこの辺ははっきりいって、検討していただきたいと。あとこの④の2の状況を見ていただくとわかると思うんですが、消波ブロックが100年ぐらいあったんじゃないかと思うぐらいに粉々に砕けているんです。その状況をいかに技術者に、波がどのぐらい強いのかということを検討させるべきではないかと。またこれまでと同じように岩着だけでもいいのかどうか、これは私は恐らく岩着してちょっと大き目のトンプロックをやっても、沖合い展開していなければまた同じことが起こると私は考えています。要するに上から戻り波が擁壁を叩きますからね。逆にはがされる可能性があると考えますので、災害復旧ばかりやっているんじゃなくて、防護策を検討していただきたいと思っております。以上、質疑は終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英）

10ページをお開きしたいと思います。こちらのほうに1億5,000万円という大変大きな工事がございしますが、その中の事務費が賃金を抜いてでも約300万円ちょっと余るわけですね。これは非常に金のないうちの村におきましては、それだけの給与とまた職員手当等は本当に助かるなど思っております。これにつきまして1点でございしますが、これは新年度予算にそれだけの課長等のものは計上されたと思うんですが、これは次の補正でマイナスにやるのか。この1点。それからもう1点でございしますが、この1億5,000万円の中の財源の内訳を見ますと一般は、100万円マイナスになっているんですがこれは一般分の持ち出しがないのかどうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの金城議員の御質疑にお答えいたします。まず第1点目、今回災害に伴いまして事務費、工事雑費が発生しまして、給料手取り分の事務費については今回の補正に200万円余り、あと職員手当については12月の期末手当において担当職員の分の66万円、あと共済費59万円を事務費で充てております。先ほどの金城議員の御指摘のとおり、その分の一般財源が補えるという形になりますので、今回の12月の定例議会等において給与改定とともに減額の補正を行う予定です。

それから一般財源はマイナス100万円ということなんですけれども、今回の慶留間阿嘉線の約1億5,900万円、事業費については7万1,000円の一般財源が必要だったんですけれども、これについては業務が完了しております阿真線の災害復旧の測量設計、慶留間阿嘉線の測量設計分の契約の残をマイナスいたしまして、今回の慶留間阿嘉線分の一般財源の7万1,000円と9ページのほうの弁護士への委託料の100万円のほうに充当させていただいておまして、今回一般財源からの持ち出しはゼロということになります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英）

今の総務課長の話でよくわかったんですが、だから財源の内訳でございますけども、国庫支出金、それから地方債を合わせまして158,784となるわけですが、このマイナス費が100万円になった場合にはプラス5は減になると思うんですね。だから引かないほうがいい、よかったかもしれない。だからこっちは本当は書かないほうがよかった。これを引いたならば157になるわけですよ。だからせめて説明はいいと思うんですが、財源の内訳はあえて書かなかったほうがよかったんじゃないかと、このように思っております。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑はありませんか。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

9ページ。弁護士委託料が100万円ありますね。これの進捗状況、先ほど関係資料も出ているみたいですが、控訴してその後どういう状況になっているかということであらかた話は聞いてありますけど、もう少し具体的に現在の状況。100万円という根拠はなんですか。どのようにお支払いするんですか、弁護士100万円というのは。具体的に説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

補正の100万円なんですけれども、9月の臨時議会で30万円委託料を計上させていただいておりますが、そのときは概算の数字でしたのでその後、弁護士のほうとこの契約について協議をいたしまして、着手金ということで110万円。これは弁護士の報酬についてはある程度規定がありまして、それに沿った着手金ということでお互いの話し合いでそのほうは決定しております。

それから裁判の進捗状況なんですけれども、控訴理由書。10月24日に東京高裁のほうへ提出をしております、今月の19日に第一回目の口頭弁論が行われるという運びになっております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

確認しますけども、今月の11月19日第二審ですか。第一回目のあれが始まるということなんですか。この着手料はどういう性質なんですか、着手料というのは。

○ 議長（宮平秀保）

垣花健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

着手料というのは要するに裁判に弁護士さんが裁判に関して、作業をするための契約金みたいなものです。あとほかに報奨金というのがありまして、この裁判の結果によってまた成功報酬というのがプラスされるということになっております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

村長どうですか、見通しとしてこれは裁判に勝てるんですか。そして今の調子でいくと一体弁護士料が幾ら払われるのかという、非常に見通しつかないんですけど我々は。そして住民はそうだと思っているんですけど、どうですか見通してそれなりの努力はしていますか、皆さん。また前にみたいにいろいろずるずるがくるんじゃないですか。どうですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

今、控訴理由を提出しまして、お願いしております宮里弁護士のお話によりますとかなりいい感触を受けているというふうに伺っております。それで私たちもこれまで第一審で、ちょっと主張してきたけれども認められなかった部分も、かなり詳細に今回は控訴理由として挙げておりまして、これがかなり裁判を有利に進めるということになるというように思っております。それで裁判料がどれぐらいかということですが、今130万円を着手金としてお払いしてありますけれども、これは弁護士手数料というんでしょうか。そういう既に料金は決まっております、少し幅があるんですけども、先ほど総務課長から答えたとおりその中の低いほうで今お願いをしているところです。それで一体どれぐらいかかるのかという話ですが、先ほどあります成功報酬。勝ったときに成功報酬としては最高220万円を支払うということが、弁護士手数料規定というんでしょうか、そういうもので決められております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

村長、これは勝ったときにはそれはある程度高額でも払いやすいんですけども、どうですか私は総務課長、いいですか。この見通しとしては来年ですか、いつごろ決着つく。弁護士から大体感触得ているでしょう。ずるずるですよ今は。幾らかかるかわからないし、勝つ見込みはとか言っていますね。抽象的で何かわからないですよ。どうですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

簡易裁判は大体控訴して3カ月以内ということでございますので、11月にしていますから1月がいわゆる結論の出るところかなということでございます。これからいろいろとまた、弁論の回を重ねるごとによってその方向性が決まってくると思うんです。第一回目が19日でございますので、まだ1回もやっておりませんので今、こうですという話はできないんですが、先ほどの繰り返しになりますが大体3カ月がめどということでございます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

終わりますけれども鋭意努力して、担当課長、総務課長もそうだけでも、絶えずこれは鋭意努力してこれはもし負けたら大変なことになりますよ皆さん。だからそういったことでももちろん私も負けると思っていないですけど、ちまたのうわさでは「負キーシアランシガ」と言う人もいるんですけども、そのようにみんな心配しておりますのでひとつ頑張って、ぜひいい結果が出るように努力してください。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

ありがとうございます。私たちもそういうことで村民に非常に御心配をかけていること。我々の頑張りですそれを早く払拭しまして、勝つ日を夢見て頑張っております。ひとつまた御指導をお願いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄）

9ページですが、先ほど同僚議員から大体質問はなされていますが、11月19日ですか。第一回の法廷に出廷するわけですね。これは宮里弁護士お1人ですか、それとも執行部のほうからも誰かがついていくわけですか。お聞きします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

11月19日の口頭弁論には幸地調整監が、弁護士とともに出廷する予定です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄）

調整監が行くわけですね。はいわかりました。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克）

もう1回災害に戻っていただいて、写真の4の1ですね。このときの現状と今、大分変わっていると思うんですが、査定監が来たときはこのときの現状のときで来たという私の記憶があるんですが、今は歩道もなくて大分車道も片腹大分えぐりこんでサポートで補強しているような状態なんですけど、今の状態の査定にはいわゆる変更というか追加という方法にはなっているのでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの質疑、査定をやった後に台風があって、波で歩道部分が吊り出しされています。どうしても工事については、その歩道に分についても取り壊す考えで設計してありましたので、特にそこについては問題ないです。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克）

金額的には大きな変動はない、設計上も壊してやるということでそんなに影響はないわけですね。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

災害の査定の設計にはそれも含めてあります。2スパン、20メートルですね。擁壁をどうしても壊しますので、そしてその部分はどうしても工事の影響を受けます。そういうことで取り壊すということでやっておりますので、工事金額の増額とか減額の変更はないです。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克）

はいわかりました。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第66号 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第66号 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第67号 平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事（1工区）請負契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第67号

平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事（1工区）請負契約について

平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事（1工区）請負契約について、次のように工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事（1工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 56,490,000円
（うち消費税2,690,000円）
- 4 契約の相手方 那覇市宇栄原20番地
有限会社 岸本組
代表者 岸本成功

平成19年11月12日提出

座間味村長 仲村三雄

提案理由

平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事（1工区）請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

詳細については担当から説明させます。よろしく御審議をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

座間味阿佐線の工事の説明をいたします。1工区なのですが、延長が100メートルになります。工事の種類として、図面を一応ごらんになってください。上のほうからそこにはU型の側溝の取り付け、そして落石防止の柵、歩道、それでK-1側溝そういうものの取り付け工事になります。U型側溝とK-1側溝の違いは、U型側溝は道路側に設置してあるふたのない側溝をいいます。あとK-1側溝というのは、歩道側について縁がついてふたがついているもの、それがK-1側溝になります。あと2枚目の図をごらんになってください。これは表面断面図なのですが、これは一応座間味から阿佐に向かったのンビリというところの場所ですね。そこに向かって下から上に向かっていく状況です。右側が元風力発電があったところの山になります。そして左側は高月山があります。青く塗っている部分が旧道です。今現在の旧道になります。赤く塗っている部分が今回工事発注している工事の大きさになります。幅員が10メートルです。ごらんになってわかるように、旧道よりも斜面を要するにのり面といいます。それを切り取ります。1.6%勾配で切り取って、道路もいくつか下がります。落石防止柵があります。これは高さは約4メートル50ですね。落石の石の大きさ等も計算して、一応その柵の大きさは決定しています。約50キロぐらいの石がころげ落ちてきた場合の安全対策をするということで、50キロ程度の石で計算してこの柵の設置をやっております。設計速度なのですが、これは約30キロほど。今勾配が10.5%ということで、ちょっときつめになります。歩道側は、座間味から古座間味に行く場合は歩道は左側になります、向かってですね。というのは右側のほうからの山からの落石やいろんなのがあるだろうということで、一応左側のほうに歩道を設置してあります。起点側からスタートしていますけどやっています。そしてンビリに上りきったところではまた右側のほうに一応整備してあります。上りきったところは平成18年度で整備してありますので、皆さんも確認していると思いますが右側のほうに歩道という形になります。以上工事の概要です。

○ 議長（宮平秀保）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

本件について若干質疑をいたします。現在11月のやがて中を終わりますけども、何か工期が大変心配されます。この発注がおくれた理由、これをお願いします。そして岸本さんが落札しておりますけども、その入札状況についてと発注のおくれを説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

発注は9月ごろに発注したいということで進めてきたんですが、それにかかわる設計等。そして今年は災害が2件あったものですから、そういうところを優先的に進めているという状況で、ちょっと設計のおくれ等からそういう形になっています。3月までにはきちんと工事完了ができるということで今発注しています

ので、大丈夫だと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

この工事につきましては10月30日に指名競争入札を行っております。指名業者については今回は、座間味村の建設業協会のメンバーを主に指名をいたしまして、入札を行っております。結果、岸本組さんが落札したということです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

私は具体的と言ったんです。入札状況。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

垣花健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

説明いたします。この工事は10月30日に入札を行ったんですけれども、指名業者数は6業者です。会社の名前なんですが、有限会社岸本組、有限会社中村建設、永井工務有限会社、有限会社新、有限会社平山建設工業、有限会社浦添重機建設工業の6者でありまして、第1回の入札で落札をしております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

先ほど課長は、村内の協力会社と申し上げましたよね。浦添も村内の協力会社に入っているんですか。ちょっと個人の名前は言っただけじゃないけど、大松なんかも入っていますか。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

垣花健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

宮里議員の御質問にお答えします。落札は、これは消費税抜きで5,380万円なんですけれども、これは設計の見積もりの率にしますと94.7%となります。落札率から言いますと98.7%です。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助）

この落札率、たしか予定価格が公表していないということなんですけど、指名競争入札なんですけどね。一般入札の考えはないのか。というのは先ほどもおっしゃいましたけど、座間味建設協力会メンバーというのがあるんですけど、逆にさつきかぶらないようにという話なんですけど、いわゆる談合ととられても仕方ないような話になるんですけど、財政も大分厳しくなってきましたし、今後住民に対して負担もかけるということになっています。確かに地元の業者を大事にするということも大事です。その割合の問題でバランスとかいろんな常識の範疇はどうかということになります。判断がですね。それで一般競争入札でやった新潟市あたりだと極端ですけど60%まで落札率落ちています。それが郡部で合併したのところいきますと92%ぐらいまでまだ、あうんの呼吸というのが出て結構今、批判をあびているところなんですけど、座間味村はたしかに今までみたいにやったらよかったんですけど、今後そういった形での入札のあり方がどうなのかということのお考えを聞かせてください。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

協力会があるということで先ほど名簿も公表すると。当然、公表してきているんですけど、なぜこういう形ができたかと申しますと、いわゆる陸続きで業者がいくらでもいるようなところでしたら、これは村内の業者育成というのは、あまり地域の業者育成ということあまり関係がないといえば関係がないことになるんですけど、そんなに重要なことではないんですが、例えばこちらに災害があった。そのときに重機があったというふうな状況がつくるのは、やはり村内業者を育成していくということが、こちらにいわゆるそういう道路を整備したりする重機を持っておられないというようなことで、協力会というのできている状況でございます。私もそれに賛同してやっております。そういうことで今御質問がありましたように、一般競争入札ということになりますと、地域の業者はかなり脆弱な体質でございますので、沖縄本島の強くちょっと言い方はまずいんですけども、今は非常に事業が少なくて何とか仕事を取るために、かなり入札価格を落として事業をとっている事例もあるというようなことで、逆にちょっと話が外れますけれども、一般競争入札で余りにもそういう落札価格が低くて、形としては結果的にはよくないということがあって、今最低入札価格というのを、最低価格ですか。これを設けるようになってはいるんですけども、そういったようなことをすることでも、ひょっとしたら今の建設協力会体の組織というのはつくらなくてもいいのかなという感じがするんですが、ただ私としてはあまりにも沖縄本島あるいは都会でやっているような形をやりますと、以前みたいに、以前というのは業者がここにいないために道路が壊れたと。ちょっとした土砂がかぶったぐらいでも沖縄本島から業者を連れて来るまでにかかなり時間がかかると。村民もなかなか通れない。そしてこの事例としましては、例えば慶留間阿嘉線が壊れたときに、たまたまと言ってもいいんですけどもその協会のほうで重機を持っていたものですから、車が通れるような形の土砂をひとつ整備してもらったというようなことです。これは、多くはボランティアでございます。そういったようなことで工事を優先的にとっていくことによって、逆に言いますと沖縄本島からそういうために連れて来る費用が逆に少し安くすることができるんじゃないのかなというような考え方でございますから、将来的に今のところは一般競争入札にもっていくという考え方は持っておりません。それでもしかし、最低価格とかそういったようなことをひとつ設定する中で、また新しい方法というのは研究させていただきたいな。また逆に、いつも大変申しわけございませんが、今私が申し上げたような要するに考え方でどうしたほうがいいのかというふうなことを、ひとつまた議員の皆さんからも私に教えていただければというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助）

ありがとうございました。この件についてはまた、時間をかけて議論をしていきたいと思います。それとやっぱり98.7%というのはちょっと高いですね。高くないですか。その件については終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇）

先ほど産業振興課長から説明ありましたこの図面ですね。これは大分山のほうを削るようになっていますが、残土が多分出てくると思うんです。これはどれぐらい出る予定なのか。それをまたどこでどう処分するのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

座間味阿佐線の切り土がありますので、残土は出ます。今、そこに資料がないんですが、約2,000立米ほどは今、出るというふうに覚えています。その残土処理なんですが、これは阿佐のユヒナに行くところに村でそういう残土処理の確保している場所がありますので、そこで処理するという考えで今設計等はやっております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇）

今、阿佐のほうでとおっしゃっていましたが、阿佐のほうは、多分それは畑じゃないかなと。今の話を聞きますとね。それ以外には処分するようなところはないと思われるんですけど、これは今、農耕地になっているんですか。それとも農業委員会がオーケー出しているような、要するに農業委員会関係ない山なのか。そういう場所、どういう地目になっているのかちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

その場所は、地目は田んぼになっていまして、以前の公共工事の中においてその場所を選定してこれまで置いて、そしてその土砂は次の工事や公共工事でも使うということで一応仮置きみたいな形で置いてあります。農業委員会の許可等についてなんですが、今ちょっと私のところではっきり申し上げられなくて大変申しわけないんですけど、もし私後でまた調べて報告したいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇）

この座間味阿佐線は土砂を逆にかなり必要とするという話を私は聞いていたものですから、それで阿嘉に慶留間の工事のときの残土がかなりありますよね。あれも逆に運び入れないといけないという話を聞いておったんですが、今の話だと何か今度出る土砂も将来使うかもしれないという、かもしれないになっているわけですよ。ということは、この阿佐線に関して阿嘉から土砂を運んでくる予定はないということで理解してよろしいでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

阿佐線の今回の工事については、阿嘉から漁港に置いてある土砂を運んで使用するという、そういう計画はありません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇）

今回の場合は切り土ですからどうしても土が出るのはわかっていますから、向こうから運び入れないというのはわかっているんですよ。私が申し上げたいのは、お聞きしたいのは要するにこれも余って置くわけですよ。仮置きをするわけですよ。ということは、今後この阿佐線に関して土砂を必要とする場所があるのかどうか。要するに今回出る2,000立米に関しても、使う場所があるかどうかわからないから仮置きをするわけですからね。だからこれからお聞きしますと、阿嘉のあれはだれかがもらっていかない限り座間味村では処分のしようがないよというふうに私聞こえてくるんですけど、いかがでしょうかね。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

これからまた座間味阿佐線は2工区と3工区を発注します。そういうところで、2工区のほうで特にL型擁壁が出てきますので、そのうちのほうにどうしても土砂等が必要ですので、今出した分ですね。そういう形で使用は一応考えております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇）

座間味村は、農業はあまり盛んじゃないんですけども、とにかく田んぼというのは1回埋め立ててしまうと、もう復旧ができないので、できれば復旧のできるような形のものが、できるところにそういう土砂の処理はして置いていただきたいとそうように考えます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英）

2点ほどお聞きしたいと思います。今課長のお話にありますと、あと2、3工区、2カ所出るわけですが、これにつきましては入札のめどは何日ごろかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

今月いっぱい2工区のほうは発注したいなと、今作業を進めているところです。3工区もできれば同時に発注したいということで今作業をやっております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英）

この道路等につきましては、大変時間がかかるものでございますね。だからこの工期といいましても、どうしても来年の3月31日までにはできなければいけない。年越しになるとは覚悟しているわけですが、すけれども、一応3工区が終わりましたら継続的に、ずっと前から私はよく言うんですけども、やはり非常

に財政の厳しいものがございますので、県代行にしたらどうかというようなことをずっと前から言っていたんですが、今の調子だったらもう半分ぐらいまで進んでいくわけですね。県代行は可能なのか。それともできないのか。また継続をこれからずっとやっていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

この座間味阿佐線につきましては、当初要するに改良していくにはかなり村道としてやっていくには、あるいは村単独の予算でやっていくにはかなりの経費を必要とする。財政を必要とするというふうなことから、ちょうど平成10年ですか。平成10年に県との協議の結果、いわゆるトンネル工法を含めてひとつ道路改良をしていこうということで話がついていたんですけども、結局県側からは平成16年までに用地買収等をひとつやって、方向性が認められますといわゆるトンネル工法での県代行はひとつ検討すると。あるいはほとんど事業採択というふうな水面下ではやっていたんですけども、用地の確保ができなくてこれは県側からもうちょっと考え方を考えましょうということで、この間の議会でも御説明いたしましたとおり、いわゆる今の道路を改良していくということで決めております。それで今御質問のあります県代行という場合には、御承知のとおりかなり村でやるには技術的に及ばないというふうなときに県代行というのが認められます。そういうふうな中でまたもう一つは、県も今道路が採択されて動き始めたときに、10年で要するに終わらないといかないというのが、この道路は平成22年までに完了しなければいけないという1つの時間的制約も加わってきましたことと、それから県側にもう要するにかなりの財政難であるというふうなこと等が理由になりまして、もう県代行は今できませんということになっております。それでこの間も阿佐の総会の場でも説明したんですけども、見通しが立っておりませんという話をしているところでございます。見通しが立っていない中でも、もう県代行は恐らくだめだと思います。そういう中でじゃあどういうふうなことを考えるかといいますと、補助金でやっていきますと道路構造令にいう、ちゃんとした道をつくっていかないと。今10メートルのいわゆる道路をつくっていかないと補助金の対象にはならないということですので、今後はお互いに知恵を絞る中でいわゆる交付金での整備ということで考えていったらどうかかなというようなことを、ちょうど今考え始めたところでございます。ですからできれば補助金での今日の延長をお願いしていく考え方を持ってはいるんですけども、こういう考え方であるとめどが立たないと。じゃあ本当にめどが立つという場合に、この一、二年でめどがつくという場合には何をどうするかというときには、いわゆる交付金方式の村に必要な道幅をとってやっていくというふうな考え方を整理しないといかないのかなというところでございます。そういった意味合いで、きょうの御質問に対しては県代行はかなり厳しいところがありますと。それから今後はやめたわけではないんですけども、何か適した方法があれば一日も早くちゃんとした道路を整備したいというのが考え方でございます。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英）

今村長のお話を聞いてみますと、もうこの工事は3工区で一応はストップするということですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

はい、そうでございます。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英）

非常にこの集落と集落を結ぶというのは大変な生活等とか、いろんなことに本当に欠かせないものでございます。特にまた本島におきましては、観光の立村でもございますし、またマチャンのほうには今みたいに施設もあるわけでございますけども、非常にこの道路というのは安全が賄ってくるわけですね。だから非常に、今から平成12年に採択されたトンネル方式が、あれは非常に大きな失敗だったと非常に思うわけでございますけれども、私はどうしてもこの要望書も変えて議員の皆さんの力を持って、一日も早くこれが継続できるように、私やってもらわないとちょうど事故が多いところがそのまま残っていくわけですね、阿佐に降りるカーブほうで。だから阿佐部落におきましてもまた座間味からのいろいろなものにおきましても、大変なこの道路というのは重要でございますので、もうどうにか執行部と議員のみんなの力で要望書を書いて、やはりさらにこれが解決できるように私は要望して終わりたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

先ほど金城善昇議員の質問に関連しますけど、この残土処理の問題。公共用地、公共事業で出る残土は、2,000立米ですか。阿佐ユヒナに処理するという事なんですけど、これは大変なことですよ。個人の土地を造成するために残土を置いてはいけないということがあるんですよ。いいですか。だからあなたは今残土処理が農地じゃなかったのか。定まっていないみたいだけれども、もし個人の土地だったら公共事業から出る土でというのは、個人の宅地造成してはいけないんですよ。畑にしてもいけないという規定があるんですよ、ちゃんと。だからはっきりしないとこれはあとで大変なことになるですよ。農地に置いて勝手に、ワッターハルグワンカイウマカンタックメーさせて、宅地造成ということになりかねないことになりますよ。だからそういうことで、これははっきりしないと、2,000立米も出るということであればちゃんとこれは地主を探して、公共有地であるのか、村有地であるのかと確認しないと、これは後でまたとんでもないことになりますよ。教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

阿佐線の残土の置き場なんですけど、先ほども説明したとおり阿佐ユヒナの場所なんですけど、地目は確かに田んぼです。これは個人の名義なんですけど、以前からの公共工事で個人とちゃんと調整して置いてあります。特にここで宅地造成のためとかそういうことではなくて、仮置きをして公共工事がある場合にはまた利用するという考えで置いてあるものです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之）

はっきりしてもらいたいんです。だからこれは前から置いていた田んぼだと。おそらくンチャーラ。じゃあ今度はもう残土の2,000立米というのはちゃんと地主はわかっていますか。契約していますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

以前から借地してありましたので、直接この地権者とはまだやっております。これから工事着手する前

に、きょうの議会が終わってそれから地主との交渉を始めたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之）

もう確認しましたので、早く確認をとって地主にも、あとでトラブルが起こらないようにということまた周囲はそこへ「ヌーガアマンノジーニ、ワッターヤーに置け」ということになったら困りますよ。立派な宅地造成になりますから、そういうことでぜひ担当課長、よろしくお願いします。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。2 番 中村秀克議員。

○ 2 番（中村秀克）

ちょっと入札の件に戻りますが、地元建設業界の活性化にということで協力会に入札をお願いしたということですが、9 社のうち6 社なんですが残りの3 社が参加できなかった理由は何でしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

今回の業者選考にあたって協力会のほうから一応選考したわけなんです、今回できなかった業者はどうしてかということなんです、実は平成18年、17年と地元の協力業者のほうで落札をして工事をしてあります。2カ年と3年を継続して同じ会社が請負するには問題がある。というのは会計検査の問題やそういういろんな経費の問題があつて、そういうことから発注者側としては同じ業者が3年も続けて落札をするというのはふさわしくないということで判断して、今回は御遠慮いただいております。

○ 議長（宮平秀保）

2 番 中村秀克議員。

○ 2 番（中村秀克）

ということは、さっきちょっと休憩にも耳にしたんですが、この2工区、3工区に工事として入っている業者もあるわけですね。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

これから2工区、3工区は業者選考いたしますので、今回入札参加できなかった業者が先ほど説明したとおり同じ路線ですので参加は難しいと思っています。

○ 議長（宮平秀保）

2 番 中村秀克議員。

○ 2 番（中村秀克）

わかりました。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号 平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事(1工区)請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第67号 平成19年度村道座間味阿佐線道路改良工事(1工区)請負契約については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

議会を閉じます。

これをもって、平成19年度第5回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午後4時04分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 金 城 英 雄

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 宮 里 清之助

署名議員 宮 平 秀 保